



福岡医発第 3219 号（地）
令和 2 年 3 月 6 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その 2）
および介護施設・事業所向けリーフレットの送付について

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いにつきましては、本年 2 月 21 日付（福岡医発第 3004 号（地））文書にてご連絡させていただいておりますが、当該取扱いに関する問い合わせがあったことについて、厚生労働省より Q & A が発出された旨、日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

今般の Q & A においては、①面会禁止となった介護施設や医療機関に入所等をされている方から要介護認定の変更認定または新規認定の申請があった場合は、その申請を受理し、面会禁止等の措置が解けた後に調査を実施するなどの対応をしていただきたい旨（この時、申請から認定まで 30 日を超える場合には、介護保険法第 27 条第 11 項の「特別な理由」に該当するものとして取り扱って差し支えないとされております）や、②介護認定審査会の開催に当たっては、I C T 等の活用により合議ができる環境が整えられれば、必ずしも特定の会場に集まって実施する必要はなく、これらの機器の整備等がない場合、例えば、あらかじめ書面で各委員から意見を取り寄せ、電話を介して合議を行い、判定を行うような取扱いとしても差し支えない旨が記載されております。

また、厚生労働省より、介護事業所等が行うべき新型コロナウイルスの感染防止対策に関するリーフレットが発出されましたので、併せてご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也
会長 島田昇二郎

(介 180)

令和 2 年 3 月 3 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その 2）および介護施設・事業所向けリーフレットの送付について

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いにつきまして、本年2月19日付（介164）文書にてご連絡させていただいておりますが、当該取扱いに関する問い合わせがあったことについて、厚生労働省よりQ&Aが発出されましたのでご連絡申し上げます。

今般のQ&Aにおいては、①面会禁止となった介護施設や医療機関に入所等をされている方から要介護認定の変更認定または新規認定の申請があった場合は、その申請を受理し、面会禁止等の措置が解けた後に調査を実施するなどの対応をしていただきたい旨（この時、申請から認定まで30日を超える場合には、介護保険法第27条第11項の「特別な理由」に該当するものとして取り扱って差し支えないとされております）や、②介護認定審査会の開催に当たっては、ICT等の活用により合議ができる環境が整えられれば、必ずしも特定の会場に集まって実施する必要はなく、これらの機器の整備等がない場合、例えば、あらかじめ書面で各委員から意見を取り寄せ、電話を介して合議を行い、判定を行うような取扱いとしても差し支えない旨が記載されております。

また、厚生労働省より、介護事業所等が行うべき新型コロナウイルスの感染防止対策に関するリーフレットが発出されましたので併せてご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

- 新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて
（その２）
（令 2.2.28 事務連絡 厚生労働省老健局老人保健課）

- リーフレット「介護施設・事業所で新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために」について
（令 2.2.28 事務連絡 厚生労働省健康局結核感染症課、老健局総務課認知症施策推進室、高齢者支援課、振興課、老人保健課）



事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 28 日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その 2）

令和 2 年 2 月 18 日に「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」を発出したところ、当該取扱いに関連して問い合わせがあったことについて、下記のとおりとします。

については、本件事務連絡について、管内の市町村に周知をお願いします。

記

Q 1 変更認定又は新規認定について、面会禁止となった施設や医療機関に入所等されている者から申請があった場合、どのように取り扱うべきか。

A 1 申請を受理し、面会禁止等の措置が解けた後に調査を実施するなどの対応をされたい。このとき、申請から認定まで 30 日を超える場合には、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 27 条第 11 項ただし書きの「特別な理由」に該当するものとして取り扱って差し支えない。

Q 2 介護認定審査会の委員から、医療機関や介護福祉施設に勤務する者が一同に集まることは避けるべきではないかと申出があったが、介護認定審査会の開催は必ず対面で行わないといけないのか。

A 2 介護認定審査会の開催に当たっては、ICT 等の活用により合議ができる環境が整えられれば、必ずしも特定の会場に集まって実施する必要はない。
また、これらの機器の整備等がない場合、例えば、あらかじめ書面で各委員から意見を取り寄せ、電話を介して合議を行い、判定を行うような取扱いとしても差し支えない。

厚生労働省老健局老人保健課介護認定係

担当者：佐々木、小林

T E L 03-5253-1111（内線 3945）

F A X 03-3595-4010

電子メール roukenkanintei@mhlw.go.jp



事務連絡
令和2年2月28日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

リーフレット「介護施設・事業所で新型コロナウイルスの感染拡大を
防止するために」について

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

介護事業所等における新型コロナウイルスの感染拡大防止については、「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年2月24日付厚生労働省健康局結核感染症課他事務連絡）、及び「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年2月24日付厚生労働省健康局結核感染症課他事務連絡）等にてお示ししているところです。

今般、介護事業所等が行うべき新型コロナウイルスの感染防止対策について、より一層の周知を図るため、別添の通りリーフレットを作成いたしましたので、管内の介護事業所等に対する周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）に対する周知をお願いいたします。

【別添】

「介護施設・事業所で新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために」



介護施設・事業所で新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために

1 咳エチケットや手洗い等の徹底

職員、利用者のみならず、委託業者等も含めて、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒を徹底しましょう。



2 出勤前の職員／送迎前の利用者の体温計測

- 利用者と接する介護職員のほか、事務職や送迎を行う職員、ボランティア等、すべての職員は各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状がある場合には出勤しないことを徹底しましょう。
- 利用者の送迎前には本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱等の症状がある場合には利用をお断りしましょう。



3 面会の制限

面会は緊急やむを得ない場合を除き、制限するようにしましょう。面会がある場合は、面会者にも体温を計測してもらい、発熱がある場合は面会をお断りするようにしましょう。



4 委託業者からの物品の受け渡しは玄関で

委託業者等からの物品の受け渡し等は、玄関等施設の限られた場所で行いましょう。施設内に立ち入る場合は、体温を計測してもらい、発熱がある場合は入館をお断りするようにしましょう。



高齢者、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患）を抱える方については、

37. 5℃以上の発熱が2日以上続いた場合／強いだるさや息苦しさがある場合には、「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けてください。

施設において、症状が継続している場合や、医療機関受診後、診断結果確定まで間が空く場合は…

- 感染の疑いがある利用者を原則個室に移す
- 感染の疑いがある利用者が部屋を出る場合はマスクをする
- 感染の疑いがある利用者とその他の利用者の介護等は、可能な限り担当職員を分ける